京都大学新聞
学生団体 京都大学新聞社
京都市左京区吉田京大構内
(075) 761-2054 直通
(075) 753-7531 (内線2571)
FAX (075) 761-6095
E-mail: kup@ops.dti.ne.jp
振替 01020-3-3909
1部100円

総合人間学部が見解

独法化への懸念強く

「よりよい姿探る出発点に」

総合人間学部教授会が、一月二十日に「国立大学の独立行政法人化に対する見解」を出した。見解の中では、独立行政法人化（以下独法化）に対して直接の賛否は述べられていないが、大学の教育・研究機能に多大な影響を与えると思われる独法化に対する疑問や懸念が示されている。国立大学の独法化に対して、京大当局では他に、昨年十一月十八日、理学研究科・理学部教授会が「国立大学の独立行政法人化を危惧する」と題する声明を発表している。

九八年に中央省庁等改革基本法、九九年には独立行政法人通則法が制定され、国立大学の独法化が盛んに議論されている。九九年の九月二十日には文部省が国立大学の独法化を事実上認めたこともあり、その動きは今急速に進展しつつある。そのような中で、京都大学では、独法化に対しての意志表示がほとんどなされてこなかった。京都大学総体としてはもとより、部局としても昨年十一月十八日に理学研究科・理学部の教授会により「国立大学の独立行政法人化を危惧する」と題する声明が決議されたのみである。

この見解案は、総合人間学部の教授十数人により、教授会に提出され、議論のあとの採決では、出席者の三分の二以上の賛成を得て議決された。世話人をつとめる池田浩士・河野敬雄両教授はこの見解を、独法化に対する学内外の議論を活発にするきっかけにしたいという。

独法化の対象となる全国の国立大学・大学共同利用機関等のなかで、特に京都大学では独法化に関する議論が見られない。あったとしても非公式なものに留まり、今回の見解のように外に出てくることは少ない。例えば東大では、「東京大学の設置形態に関する検討会」が独法化に対する議論を続け、一月十一日にはそれに基づく見解を出している。「独法化に対する議論を、京大でももっとフォーマルにやって欲しい」と河野教授は語る。

見解案の検討は昨年の十二月始めから行われてきた。その過程で、「世論の大勢が独法化に傾いているから、今さら見解を出しても無駄だ」から「もっと独法化にすべきだ」まで様々な意見が出たという。独法化すれば、予算の弾力的な運用などの点で、少なくとも今よりは良くなるだろうといった意見もあった。

「ただ賛成、反対というのではなく、国立大学の問題点を認め、現状を反省したうえで、国立大学のよりよい姿を探っていく出発点にしたかった」（池田教授）見解案は、様々な意見を取り入れ、敢えて独法化に対する賛否が直接は盛り込まれなかった。

しかし、見解には独法化に対する疑問、懸念が強く表れている。教育研究に関して三～五年の中期目標が義務づけられ、それに対する所轄の大臣の評価が予算に反映されるなど、独法化は大学の活動に大きな影響を与えると考えられる。いわゆる理系と文系の教官がともに在籍する総合人間学部から出された見解には、文系・理系双方の教育研究に独法化が与える影響への懸念が強い。基礎科学の教育研究や、それにも増して文系の教育研究が短期間では評価できないことを挙げ、その分野の衰退が、ひいては自然科学系・技術系の分野の衰退につながるとしている。

自自公合意の国家公務員の二十五％削減に絡んで、国立大学の独法化への動きは加速しつつある。この見解をきっかけにして、京大内でより活発な議論が行われることを期待したい。

ホントに木を切る気?

総人のメタセコイア、伐採の危機

総合人間学部新教育棟建設により、中庭のメタセコイアが伐採される可能性が出てきている。昨年暮れにはその保存と環境保護を訴えるイルミネーションも施された。メタセコイアはスギ科の高木で白亜紀・第三紀の化石種はよく知られていたが、一九四五年、中国四川省の奥地で現生種が見つかり、「生きている化石」として注目された。日本にその苗木がはじめて送られたのが、一九四九年、その翌年にはメタセコイア保存協会が日本に設立され、五本の苗木が京大に送られた。中庭に生えている四本はその渡来一代目からの挿し木によって増えたものである。

早ければ来年夏には埋蔵文化財調査が始まるが、当局側は、具体的な建設計画はまだ未定で、メタセコイアが伐採されるかどうかもまだ決まっていない。しかし伐採が決まれば移植は難しいながらも、何らかの形で保存を考えたいとしている。

生協ベストセラー

西部生協ルネ調べ 99年12月1日～00年1月4日

順位	書名	著者	出版社	冊数
1	アルジャーノンに花束を	ダニエル・キイス	早川書房	59冊
2	修羅	栗本薫	早川書房	48冊
3	日本語練習帳	大野晋	岩波書店	47冊
3	マイブック		新潮社	47冊
5	相性まるわかり動物占い	ビッグコミックススピリッツ編集部	小学館	45冊
6	もし僕らのことばがウィスキーであったなら	村上春樹	平凡社	36冊
7	バースデイ	鈴木光司	角川書店	34冊
7	警告	P・コーンウェル	講談社	34冊
9	逆説の日本史・5	井沢元彦	小学館	33冊
10	24人ビリー・ミリガン・下巻	ダニエル・キイス	早川書房	29冊

編集部より

いつも京大新聞をご愛読いただきありがとうございます。

二千年という節目の年を迎え、編集部一同新たな気持ちでがんばってまいりますので、今後もよろしくお願いいたします。

■吉田寮物語について

第四回を掲載いたしております。連載が大幅に遅れ、読者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしております。

なお、第五回は三月十六日号に掲載予定です。ご期待下さい。

■今号の紙面■
吉田寮物語第四回 「寄宿舎」から「吉田寮」へ
新連載 京大のゴミはどこへいく

晴耕雨眠

定数削減の嵐が吹き荒れている。野党欠席のもとで強行採決された衆議院の定数削減。国家公務員の二十五％定数削減（国立大学の独法化で一気に達成?）企業のリストラ。モーニング娘も、定数こそ減らないものの入れ替わりが激しい。うかうかしているとプッチモニに出向させられたりして。国会議員の先生はともかく、定数削減というと弱いところから切られていく気がする。モーニング娘じゃないけど、夢くらい見なくっちゃ。（岡）

湾岸ストーキング

—Stalking Iraq & Persian Gulf—

[5] イランのクルド人たち（イランKDP）

中川 喜与志

マハバド共和国の記憶—— イラン・イスラム体制を揺るがす もうひとつの動因

一九七九年「イラン革命」は、当初、広範な政治勢力によるパーレビ独裁王政の打倒を実現させた革命であった。が、それがあっという間に「イスラム革命」へと変容していったのだった。このことが忘れられるほどに、イランでは、長きにわたり、「イスラム共和制」という名の下での宗教勢力による抑圧支配が続いてきた。この抑圧支配が昨年（一九九九年）、「イスラム革命」から二〇年目にして、いよいよ揺らぎ始めた。七月、ついに学生たちが大規模な街頭行動に立ち上がり、治安部隊、革命防衛隊と激しく衝突した。その背景には二年前のハタミ政権誕生があったのだが、学生たちを直接行動に駆り立てる契機となったのが、実は、イランのクルド人たちの動きであった。前回、以上のことを報告した。

マスメディアが好んで用いる構図——「改革派VS保守派」。分かりやすいことこのうえないが、イランの国内動向をもう少し凝視（ストーク）するなら、それ以外の軸がいくつも見えてくる。そのなかでも重要な軸となるのがイラン・クルド人たちの動向だ。

■ ■

欧州のクルドローグ（クルド学者）によれば、イランには約五七〇万人のクルド人が暮らし、イラン全人口の約一〇％を占める（クルド人筋によれば、約一〇〇〇万人で全人口の一六％）。そもそもイランのクルド人たちは、第二次世界大戦直後の一九四六年、「クルディスタン人民共和国」（通称、マハバド共和国）を樹立している。この共和国は、建国からわずか十一カ月後、即位まもないパーレビ国王の軍によって倒されている。同人民共和国のガーズィ・モハンマド大統領をはじめ二〇名の閣僚、議員たちは公開絞首刑に処せられた。

暗殺された（89年）アブデュルラフマン・ガッセルム議長

暗殺された（92年）サーデク・シャラフガンディ議長

歴史のほんの一瞬の出来事として現れ、消えていった"クルド人国家"。このマハバド共和国は、クルド人たちにとっては忘れられぬ民族的歴史経験なのである。だからこそ、一九七九年パーレビ国王の打倒運動では、「イランKDP」（イラン・クルディスタン民主党）は積極的かつ重要な役割を演じた。かつて処刑されたガーズィ・モハンマド大統領はこのKDPの議長でもあったのである。

■ ■

パーレビ王朝が倒れてからわずか二カ月、ホメイニ師が革命政権の権力を握る。イラン革命はイスラム革命へ。イランKDPは、マハバド共和国の指導者たちが公開処刑された同じ広場で二〇万人ミーティングを開催し、これ以降イランKDPが合法活動に入ること、また革命政権に対する自治要求を宣言する。これに対して、ホメイニ師は「ファトワ」（イスラム法学権威者が出す文書）を出し、反イスラム運動（反革命運動）として、東クルディスタン（北西イラン・クルド人居住地域）の鎮圧を指令。イラン軍、革命防衛隊はクルディスタンに進攻。主要都市、地域の町々、村々への無差別砲撃、爆撃を実行した。こうして再び、イランKDPはイラン中央政権に対する武装闘争に入る。

さらに間もなくイラン・イラク戦争が勃発。東クルディスタンが両国の国境沿いに位置するため、イラン・クルド人たちは極めて微妙な政治地図、軍事地図の中に置かれる。結果的にはクルド人勢力（イランKDP）とイラン軍の戦闘は膠着状態に入り、散発的な戦闘は起こるものの、全面対決とはならず今日に至っているのである。

イランには、クルド人以外に、非ペルシャ民族としてはアラブ人、アゼリ人、トゥルコマン人、バルチス人なども暮らす。イラン全人口の約半数を占めている。しかし、武装抵抗組織をもち明確な自治要求を掲げるクルド人たちの存在、その居住地域である東クルディスタンは、イラン中央権力にとって、体制を揺るがしかねない危険な勢力、その支配が十分に及ばない空白地域としてあり続けたのだ。

■ ■

一九八九年六月、ウィーンで、イランKDPのアブデュルラフマン・ガッセムル議長は暗殺される。イラン政府からの交渉呼びかけに応じた中での出来事だ。同議長の後継者、サーデグ・シャラフカンディ議長も一九九二年九月、ベルリンで同じく暗殺される（この事件は、ベルリン司法当局がイラン情報相への逮捕状を発行したことで、イラン・ドイツ外交関係の緊張を生んだ）。いずれにしても、イランのクルド人運動は、パーレビ時代と何ら変わらない、いやむしろより直截的な国家テロリズムにさらされてきたのである。

■ ■

イラン人口の約半数を占める非ペルシャ民族。このなかでイラン軍、革命防衛隊と軍事的に対峙するクルド人たち、イランKDPの存在はひときわ大きい。イランKDPはこれまでずっと、革命後のイラン中央の動きを、所詮はイスラム支配体制内の権力闘争と見てきた。それゆえ総選挙にも、他の反体制勢力（例えばモジャヘディン・ハルク）とともに、ボイコットで臨んできた。最高指導者が相つぎ暗殺されたこともあって、その戦略は、中央政権に対して攻勢に出るというよりむしろ防衛戦が中心だった。しかし最近の党内ドキュメントでは、ハタミ政権の誕生、そして学生・若者層の自由化要求運動を極めて重大な変化として捉えており、これまでとは異なる動きも見せ始めている。オジャラン事件の際のイラン・クルド人たちによる大規模な街頭行動（前回記事を参照）はそうした文脈で読む事件だったのである。

イラン革命防衛隊によるクルド人の処刑場面

"保守派VS改革派""改革派内での急進派VS穏健派"という中央での権力闘争に翻弄される学生や知識人層とは別に、「イランに民主主義を、クルディスタンに自治を」という明確なスローガンを掲げて武装闘争を続けるイランKDP。今後、二〇年続いたイラン・イスラム体制が劇的な変化を見せるとしたなら、このイランKDP、イラン・クルド人たちの動向を抜きにしてはとうてい考えることはできない。

（なかがわきよし氏はジャーナリスト・クルド人問題研究家）

こくばん

最近は大学においてもセクハラに対して対策がとられるようになった。京大でもセクハラ防止のガイドラインが制定されたり、カウンセリングセンターにセクハラの相談窓口を設けたりするなど、対策が行われている。だがそのような対策がとられただけでセクハラの被害が減るとは思えないし、セクハラ防止にはあまり役立たないのではないだろうか。セクハラに対しある程度の「配慮」が行われている状況では、被害者には泣き寝入りせずに勇気をもって声を上げることが求められる。確かに被害者の中にははっきりと自分の受けた被害を告発できる人もいるだろう。だが、多くの被害者にとって、第三者にセクハラの事実を告発するまでにはある程度の時間が必要なのではないだろうか▼例えば痴漢の場合、加害者の多くは被害者にとって面識のない人物だ。よって、被害者は加害者が痴漢をするような人物であること、そして自分は実際に被害を受けているのだということを認めるのにさして抵抗を感じないはずだ。だがセクハラの場合、被害を受けるのは、被害者と加害者の間にある程度面識ができてからのことが多い。被害者が告発を行うことは、相手との間に折角築き上げてきた関係が無に帰してしまうことをも意味する。もし自分が間違っていたら相手を傷つけることになる。それを恐れて被害者は告発をためらう。そして相手の行為をできる限り善意に解釈しようとしている間にも被害は拡大していく。やっと被害者が現状を認識して告発をする頃には被害は相当なものになっているだろう▼日本には「逆セクハラ」という言葉があるが、これは日本の性差別の一般的認識が男女差別しかないということを表している。本来セクハラには、男―女、女―男、女―女、男―男の四つのパターンがありえるはずだ。それなのに「逆セクハラ」などという言葉が存在すると言うことは、それだけ男が女に自分の価値判断の体系を押し付け、女を無自覚に弱者として扱ってきたことの証ではないだろうか。女が弱者として扱われてきたことを自然と尊重してきた男は、セクハラについてもう少し正しい理解が可能なのではないか。男性中心の神話に寄りかかっているだけでは、事態は少しも改善されてはいかないのだ。（休）

どんなお店にも出会える。そんな楽しさがいっぱい。
選ぶ楽しさ わたし流
京都駅前地下街 PORTA
●ショッピング街10:00～20:00 ●レストラン街11:00～21:00(モーニング8:00～)
☎(075)365-7520

歓送迎コンパは平安会館で！
おかげさまで20周年
平安会館では、日頃の感謝の気持ちを込めまして、20周年記念お得満載宴会プランを色々な形でご用意致しておりますので、是非一度お越し下さいませ。
どんなことでもお申し付け下さい。 平安会館スタッフ一同
学会・研修会・宴会 婚礼・宿泊・食堂
平安会館
ご予約・お問合せは宴会予約係まで
京都御所・中立売御門前 TEL 075 432 6181

10,000円キャッシュバックキャンペーン
★2月入学――10,000円のキャッシュバック
★3月入学――10,000円のキャッシュバック
お申し込みは、大学生協プレイガイドまで
※普通車・セット教習の方に限らせていただきます。
※二輪の入学申し込みは、速成料コース無料。
光悦自動車教習所
京都大学から送迎バス17分
京都市北区大宮玄琢南町25（千本北大路交差点・佛教大学上ルすぐ）
http://hb3.seikyou.ne.jp/home/koetsu.Drivingschool/

新聞だけじゃない！
いろいろ出してる京大新聞
☆卒業アルバム「Year Book」
★入学アルバム「Fresh Book」
受験生向け雑誌「京都大学を知る本」
編集員募集中

通史

増寮運動と熊野寮の誕生

◆「寄宿舎規程」改正運動

一九五九年（昭和三十四年）三月、大学は「寄宿舎規程」を制定し、その中で初めて正式に「京都大学学生寄宿舎吉田寮」という名称を付与した。一九五二年（昭和二十七年）、宇治分校に二回生向けの寄宿舎が完成すると、それを「宇治寮」と命名し区別したが、この時は吉田寮は従来の「京都大学学生寄宿舎」という名称のままだった。一九六〇年（昭和三十五年）、寮生の自治会員約「自治憲章」の改正でも「吉田寮」を採用した。以降、本稿では「吉田寮」と表記し、また「舎生」を「寮生」、「入舎経衝」を「入寮選考」と表す。

一九六二年（昭和三十七年）五月、寄宿舎規程改正運動が開始された。寮生の要求は、入寮選考を寮生によるのみで行うこと、退寮処分は寮生大会で寮生が決定することであった。背景には、入退寮権を寮自治会が保持したいという強い志向があった。この志向は、現在まで引き継がれている。改正前の規程では「学生部長が選考を行う」とあり、運用実態は、学生部職員と寮生の二者が出席する面接選考方式が慣行として踏襲されていた。

一九六三年（昭和三十八年）二月、寄宿舎規程が改正された。寮生の要求の一部が認められ、「寮生活の運営は、寮生の責任ある自治による」と寮自治の存在が規程に盛り込まれるとともに、「退舎させる場合は、寮生代表および当該寮生の意見を聴取する」「入寮選考は、寮生代表の意見をきいて、学生部長が行なう」となった。しかし、これは規程の内容を運用実態に近づけただけで、寮生のめざす入退寮権の獲得には至らなかった。

◆盛んな寮の記念祭と名物職員

寮食堂の自炊制度確立の記念祭は、吉田寮祭として定着し、このころは「十一月祭」に日程を合わせて開催された。演劇、運動会、晩餐会などOB会の寮友会の総会も同時に催された。一九六三年（昭和三十八年）の総会には、平澤興総長や吉田譲治理学部長も参加し、歌や余興に興じていた。大学に寄宿舎を大切にする気風が残っていた。

一九六一年（昭和三十六年）三月、歴代の寮生から「野田のおばちゃん」と慕われていた寮母、野田もとさんが退職した。昭和十五年八月から二十年間勤め、終戦直後の生活が苦しかった時期、寮生は寮費を立て替えてもらったり、繕いものの世話になったりして、卒業後も彼女を慕っていた。

一九六四年（昭和三十九年）三月には「京大のヒゲさん」として有名だった、吉田寮受付の福島福一さんが退職した。新しい定年制度の施行で七十二歳の福島さんも去ることになった。

◆増寮運動の展開　二千人寮プラン

京大の新入学生数は、戦後間もない頃は、千三百人である。ところが工学部の拡充に伴いその数は急増した。一九六〇年（一七一八人）、一九六四年（二三六四人）、一九六八年（二五〇四人）。

これに比して、寮の定員増はわずかだった。他大学と比較してみよう。一九六三年の調査では寮の定員数の全学生比（カッコ内は自宅外通学者比）を列挙すると、東大が十五％（三十一％）、阪大は八％（二十三％）、北大十三％（二十一％）と軒並み自宅外通学者の二割以上を収容できていた。一方で京大は、八千二百名の学生数（うち自宅外通学者は五千七百人）に対して、寮の定員は三百五十人。比率では、四％（六％）と極端な低い数字である。

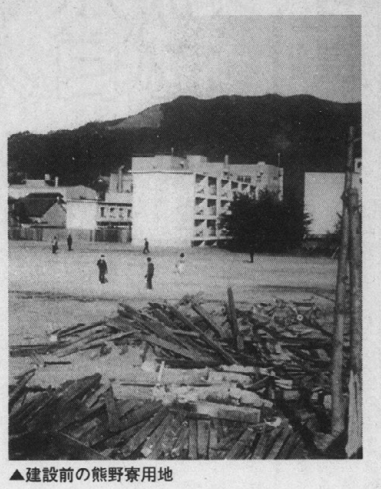

▲建設前の熊野寮用地

加えて、一九六一年に宇治分校が廃止されると、それまで宇治キャンパスで学ぶようになり、一回生が、吉田キャンパスで学ぶようになり、左京区近辺の下宿難は深刻になった。

一九六二年（昭和三十七年）、寮生は同学会厚生部と協同して、増寮運動を開始した。入学者増は、キャンパス内の厚生施設の不足や、学生の居場所が無いという問題を引き起こしていた。増寮運動は教養部学生会館の要求運動と並行して行われた。

増寮計画は当初、吉田西寮（一九五九年開設）と宇治寮（一九五二年開設）の建替の名目で進んだが、次第に「二千人寮プラン」という内容に発展していった。これは、一九七一年までに定員二千人をめざして増寮をすすめるという構想である。二千人寮計画の実現は、大学・寮生双方の合意事項になった。

一九六五年（昭和四十年）四月、プランに基づき熊野寮のA棟（二百人）及び食堂が開設した。同時に宇治寮は閉鎖。翌年にはB・C棟（二百二十人）が完成した。熊野寮の開設で寮の定員は、全部で六百七十人に増えたが、これでも全学生の七％、自宅外通学者の十％を収容するにすぎなかった。新寮の設計で寮生は「人格向上」の理念を掲げて、相部屋だけでなく一人部屋も盛り込むよう要求したが却下され、全室が相部屋（四人部屋と二人部屋）になった。

熊野寮では、吉田寮からの引っ越し者を中心に自治会が形成され、その後は二十年間、二つの寮は、寮運動を連携して推進した。

この頃の吉田寮生の生活ぶりはどうだったか。一九六五年（昭和四十年）の寮内アンケートでは、仕送りのない寮生は五十％、親に逆に仕送りをする寮生は五％存在した。この年の日本育英会奨学金の応募資格は、五人家族で年収七十二万以下なのに対して、吉田寮の応募資格は五十二万以下と厳しかった。京大

▲奥田総長との団交（1964年）

強まる寮への管理圧力

に入学よりも吉田寮に入る方が難しいと言われた。

◆文部省の学寮運営方針

文部省の学寮運営方針が変わった。一九六二年（昭和三十七年）七月の学徒厚生審議会答申「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」で、「学寮は貧困学生の収容施設に終わってはならない」「学寮の有する教育的意義をより効果的ならしめる」との考えを示した。寮生は、この答申を文部省による寮自治への介入であると警戒した。

さらに、一九六四年（昭和三十九年）二月、文部省通達「学寮における経費の負担区分について」（二・一八通達）で、寮の光熱水料の個人負担を指示した。同様に、学生会館や生協へも別の通達を示して、光熱水料の負担を求めた。

学寮は、戦前においては国家の求める人材育成の一環という位置付けから、光熱水料は大学の公費でまかなわれていた。戦後も、徐々にいくつかの大学で個人負担が導入されたが、多くの大学では請求は見送られていた。二・一八通達は、個人負担の原則を全国の大学で徹底しようとしたものだった。

同年八月、「○○大学学寮管理運営規則（参考案）」（○管規）を文部省は作成。寮の管理運営の徹底と標準化を目指したもので、入退寮の許認可権、光熱水料の徴収権等、学生部長の権限と責任を明確にした。

これら一連の学寮政策の変更は、一つには高度経済成長期にあって、政府―文部省が文教費の効果的な活用のため、国の負担を軽減し、その分の負担を国民（寮生）求めたこと。第二に、一九六二年（昭和三十七年）に大学管理法案が廃案になった代わりに、文部省が各大学の運営に干渉する方法として、予算執行権への介入を図ったことが背景にあった。

◆全国の大学　寮問題で対立

「二・一八通達」「○管規」の適用は全国の学寮、学生会館、生協で反発を生んだ。一九六五年から一九六七年には、お茶の水大学、静岡大学、山形大学、佐賀大学、宇都宮大学、長崎大学、九州大学などで寮問題をきっかけに大規模な学生運動が発生した。

一方、京大当局は、文部省に対して以前からある「京大寄宿舎規程」の存在を示し、他大学のように「○管規」を ダイレクトに適用することを拒んだ。文部省方針と異なる「京大方式」と呼ばれる自主路線を歩み、「大学自治の尊重」の形を保つことで、大きな学内対立を避けた。従来の寄宿舎規程の適用で、寮問題を解決して行こうというものである。実際には、今ある寮では光熱水料の適用は難しいが、新寮建設をきっかけに改悪していく意図が見え隠れしていた。

吉田寮は政府の文教政策そのものに寮問題の根元があるとして「学内共闘から全国共闘へ」「生活防衛闘争から政治権力闘争へ転換」（一九六五年）を唱え、寮運動のエスカレーションで、京大の自主路線に揺さぶりをかけようとした。

奥田東総長は、寄宿舎誌「去来二二号」（一九六五年二月発行）に「学寮に寄せる」（別掲）というメッセージを送ったが、双方の溝は深まっていった。

◆熊野寮の寄宿料不払い闘争

一九六五年（昭和四十年）六月十日、寄宿料の三倍値上げ（一人三百円／月に）反対をきっかけに、「寄宿料値上げ反対」「炊フの公務員化」「光熱水料の国庫負担」を掲げて、吉田寮と熊野寮は「寄宿料不払い闘争」を宣言した。実際の不払いは熊野寮のみで、吉田寮は熊野寮生の不払い闘争に連帯する位置付けだった。

奥田総長は、寄宿料不払いの不正常状態を理由に、増寮予定の「修学院寮（四百人収容予定）」の概算要求を取りやめた。加えて、一日は寮自治会と合意していた炊フの公務員化も凍結した。

熊野寮生に対して、不払いの切り崩し工作が行われた。一九六八年（昭和四十一年）一月、大学は熊野寮生全員に寄宿料支払の督促状を送付。一九六七年（昭和四十二年）二月には、寄宿料不払いを続ける熊野寮生のうち法学部生に対し、不払いの件で法学部教授が個別に面接する事態もあった。さらに三月には学生部委員会で、不払いの寮生を処分することが検討されていたことが発覚した。

寄宿料不払い問題は、大学側と寮生側の膠着状態が続く中、一九六七年（昭和四十二年）十二月、熊野寮の寮生大会で「寄宿料不払い解除」が決議され、不払い闘争は、寮生側の敗北に終わった。しかし、むしろこの敗北の経験が、一九六九年へ向けてのヨリ過激な闘争形態を促したのである。

（次回は三月十六日号に掲載予定）

吉田寮・物語

第四回　「寄宿舎」から「吉田寮」へ

不払い闘争の開始と敗北

1960～1968までをふりかえる

年月日	吉田寮の動き	日本・世界の動き
1960（昭和35）7月3日	南寮庭にて舎友会総会、平沢総長など150人が出席。	6月19日　新安全保障条約自然承認
11月23日	京大寄宿舎吉田寮創立62周年記念祭が行われる。	
1961（昭和36）3月	寮母の野田もとさん退職。1940（昭和15）年以来の勤務。	9月6日　文部省、理工系大学生を1964年度までに2万人増募する計画を決定。
4月	◆学生部次長設置される。学生運動弾圧を狙ったものとして同学会が反対していた。	
4月	宇治分校が廃止。京都市内の下宿難さらに深刻になる。宇治寮は継続し、吉田へ通った。	
5月3日	NHKの「日本の素顔」に10分間登場。他にボート部、地塩寮なども。	
1962（昭和37）2月5日	R.ケネディが楽友会館で学生と懇談するという話があったが、学生部に断る旨連絡。	3月29日　経済研究所設置
5月	吉田、宇治寮の建替寮の名目で厚生課と新寮建設の交渉進む。	
5月	◆この頃、京大の寮収容数全学で350人。全学生の3.9%。全国平均16%。	
5月25日	寮生大会で大学の寄宿舎管理規程改正運動を決議。	
7月25日	◆学徒厚生審議会答申「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」	
11月	芦田学生部長と4回に渡り団交。規程改正を巡って。	
1963（昭和38）2月	寮規定改正。光熱水料は、学生部長の裁量にて請求を決めるとし、規程そのものは請求権を明示した。	4月1日　文部省令により正式に教養部設置（分校から改称）
11月11日	寮生大会で、新寮を建設しても現寮の撤去に反対すること決議。	
1964（昭和39）2月1日	新寮問題で寮生150名、総長宅に押し寄せて団交。	4月28日　OECDに加盟
2月18日	◆文部省通達「学寮における経費の負担区分について」（2・18通達）。	10月10日　東京オリンピック
3月	熊野寮第1期200人分の設計図明らかになる。	
4月	新入寮63名。入寮希望者は318名。	
5月31日	学生部長室で総長団交（50人）。寮生作成の新寮設計図を承認する。	
6月1日	◆全寮連が分裂。民青が前執行部（反民青）を無視して、全寮連第6回臨時大会をでっち上げ。	
8月	◆「○○大学学寮管理運営規則（参考案）」（○管規）。	
11月17日	新寮闘争委員会、受益者負担、修学院寮について学生部長と団交。	
1965（昭和40）1月	自治機構調査委員会を設置し、自治憲章や自治機構の改訂を検討。	6月22日　日韓基本条約調印。
1月22日	新寮闘争委員会、熊野寮のC棟と西寮撤去について学生部長団交。	10月21日　朝永振一郎、ノーベル物理学賞受賞
2月15日	学生部長団交で炊フの増員と、公務員化を要求。	
3月	宇治寮廃止。	
3月	◆全国の学寮で「負担区分、○管規、寮費値上げ（100円→300円）で反対運動広がる。	
4月	食堂の改修行われる。	
4月13日	熊野寮第1期開設。	
4月13日	室町寮開設（定員18名）。	
4月22日	寮生大会。自治憲章を大改正。総務制から、執行委員会制へ。監察委員会、評議会という三権分立を構築。	
6月9日	京大寮連合（吉田、熊野、女子）と奥田総長団交。炊フは3人については公務員化。	
6月10日	熊野寮、寮費値上げ反対で、寮費不払い闘争開始。	
6月29日	公務員化問題と熊野寮C棟問題で学生部長団交。	
1966（昭和41）1月	三寮合同で寮祭を開催。	5月16日　中国で文化大革命はじまる。
1月	吉田寮（齋藤委員長）・熊野寮（柴田委員長）ら、学生部長・総長・厚生課長と話し合い続く。熊野寮の石油、修学院寮、外人宿舎問題で。	
1月18日	学生部長団交。入寮選考で厚生課長の立会の排除を要求するが、かなわず。	
4月7日	吉田寮・熊野寮、負担区分で学生部長団交。平行線。	
4月	熊野寮2期工事完成。	
4月29日	実施の熊野寮の入寮選考で不正疑惑。執行部は反民青系だが、民青の締め出しを狙ったという指摘。	
5月31日	同学会・京大三寮・京都学生会館共催で、決起集会開かれる。負担区分粉砕、修学院寮建設。	
7月	熊野寮委員長に民青系が当選。	
7月3日	◆全寮連第8回大会、民青と反民青で暴力事件。	
11月10日	庄司学生部長と団交。負担区分と寮費不払いについて、決裂。	
11月15日	寮生大会。西寮の暖房を要求して、寮費支払い保留を決議。	
12月14日	総長団交。三寮の暖房を保証する。公務員化、負担区分は進展せず。	
12月	寮費不払いの寮生に、教官によるオルグや卒業証書交付保留が発覚。	
12月	熊野寮委員長に反民青系が当選。	
1967（昭和42）2月14日	熊野寮生200人、不払い報復に対し、総長宅へ深夜押し掛け団交要求。	8月3日　公害対策基本法公布
2月28～3月6日	熊野寮生、寮費問題で総長、学生部長らと計5回、のべ31時間の団交。	
6月22日	吉田（柿沢委員長）・熊野寮（黒田委員長）、修学院寮の建設で学生部長団交。進展せず。	11月3日　創立70周年記念式典を挙行。
11月24日	吉田寮・熊野寮、修学院寮の建設で学生部長団交。増寮と寮費不払いはリンクしないことを確約。	
1968（昭和43）2月23日	熊野寮、学生部長団交（21時間）。炊フの公務員化、2・18通達に学生部は拘束されない確約。	1月29日　東大医学部学生自治会、医師法改正に反対、無期限ストに突入
3月1日	柏学生部長団交、光熱水料不払いを理由に炊フ公務員化棚上げ。	

◀舎友総会（一九六一年）

寄宿舎の南隣に隣接した京大楽友会館は、京大生の憩いの場として戦前から親しまれてきた。しかし、一九四五年（昭和二十年）十月三日、進駐軍クラブとして接収され、大学の運営の手を放れた。クラブでは夜遅くまで音楽が奏でられ、ストリップが催された。その音は寄宿舎にも漏れ聞こえ、舎生たちは大いに迷惑を感じていた。

歴史　こぼればなし

ついに、一九五一年（昭和二十六年）九月二十一日、前期試験直前に怒りが爆発し、舎生大会で即時返還要求を決議。返還要求署名数は千名にのぼり、大学や同学会、進駐軍にも働きかけ、その結果、一九五二年（昭和二十七年）六月、ようやく京大へ返還された。

HOW TO GET THE CHEAPEST AIR TICKET
学会等に。正確・信頼の
KRK TRAVEL
㈱関西旅行研究会
京都市左京区吉田牛の宮町9
9 YOSHIDA-USHINOMIYA-CHO SAKYO-KU KYOTO 606
TEL075－751－1513(代)

コース＋プラス1000円で飲み放題!!
得々宴会2,800円より
味で勝負の
ちゃんこ 恵那櫻（えなざくら）
全室個室
無料カラオケのある 京阪三条店 ダイハン サンルート
京阪三条駅東へ200m南へ10m
☎541－0900

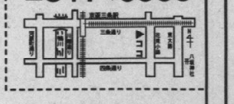

スポットライト

祭と政

行事に見る吉田寮■

吉田寮は、比喩的に「ムラ社会」の共同体として見ることができる。例えば「総会」と呼ばれる会議が「長老」を中心に時に夜を徹して話し合われることは「寄り合い」に。また、寮食堂の皿洗いの当番制は、田植えの「結い」に擬せられる。こういった日常性(ケ)に基づいた寮自治が突然、全面開花して、ケからハレ(非日常性)へと上昇していったものが、オマツリ(祭と政)のイベントであった。寮祭は「春マツリ」であり、学生部封鎖や団交は「秋のマツリゴト」といえよう。

ケの寮自治と、ハレの寮自治は両輪となって、豊かな自治空間を作り出した。ケの寮自治については、「食と職」(第三回)「酒と銘」(第五回)で触れることになる。今回は、ハレの寮自治である「祭と政」を巡る価値観について考えてみたい。

＜切磋琢磨の寮自治の終焉＞

戦前から戦後のある時期までの「ハレ」の寮自治を支えた価値観は、木下総長の「切磋琢磨」であった。その考え方は意図的に再生産された。京大新聞の一九五〇年(昭和二五年)二月一三日号の記事によると、四高・六高のOB寮生が戦前から吉田寮の総務(熟行部)のヘゲモニーを握っており、彼らが切磋琢磨の自治を推進していたとある。入寮選考では、切磋琢磨の意識をもつ入寮希望者(主に四高・六高の後輩)を優先して合格させた。

ところが、一九四七年(昭和二二年)に日本共産党系の寮生が総務になると、彼が入寮選考で「左翼学生を極力引っ張り込んだ」ため、四高・六高OBの旧総務は、かつての自分たちの選考を棚において、総務の主観により選考を行うなと主張した。その結果、お互いの牽制が働き、経済的な面をより重視した入寮選考が始まることになった。つまり、低所得者層の学生が多く入寮するようになったのである。

＜「寮運動」の三十年＞

寮生が関わった運動として、「楽友会館返還運動」(一九五一年・歴史こぼれ話参照)、京都府寮連合結成運動(一九五三年、松浦退学処分事件(一九五三年)などがある。しかし、「寮運動」という言葉の対象は、一九五九年(昭和三四年)二月の大学による「寄宿舎規程」制定に始まる対立から、在寮期限の執行終了までの「三十年間」を指す。

なぜなら、一九五九年以前の寮生の運動は、大学の自治」という理念を頭に置いて、寮外の課題を取り上げていた。寮に関する問題については、吉田寮と学生部との当事者間の話し合いで解決されてきた。しかし、一九五九年以降は一変する。寮自治のあり方そのものが争点となり、かつ、その解決に向けて吉田寮は同学会や学部自治会も巻き込んだ総力戦として「寮運動」を展開し、大学当局と争うことになった。一九八九年(平成元年)まで吉田寮は「寮運動」を展開した。この間は戦時体制を布き、寮の委員長になることは確実に留年を約束されたのだった。外へ向けての運動が終焉したとき、戦時体制は解除され、「寮運動」の歴史的な意義は完遂された。

＜「寮運動」の原動力は何だったか＞

「切磋琢磨の自治」が否定された後、寮自治のハレの面である「寮運動」を支えた価値観は次の三つである。

一つ目は「貧困という意識」である。寮生自身が貧困であることが、厚生施設の充実を求める生活改善運動や増寮運動を自然に切実なものにした。これは、前記に述べたように戦後に始まる経済的事情を優先した入寮選考に起因した事態だった。

二つ目に貧困であることが、お金のかかる寮外のつき合いよりも寮内でことを済ませることを促し、寮生どうしの時間的・空間的な繋がりを濃密なものにした。例えば、一九七〇年代半ばまでは、吉田寮内のサークルとして、合唱、写真、空手、社交ダンスなどの同好会が存在していた。「寮生」であるという「仲間意識」の醸成が集団として行動することを当たり前にした。

三つ目に、「マルクス主義」が一九七〇年代始めまでは、多くの学生や寮生の考え方の拠り所になっていた。折しも、一九六〇年代から政府による大学運営や経済政策の転換が始まり、それらがマルクス主義の視点から「帝国主義的国内再編」であると認識され、積極的に闘争の課題に取り上げられていった。例えば、産学協同、学費値上げ、寮費値上げ、光熱水料の徴収などが、社会変革のマイルストーンとして位置づけられた。

「貧困意識」「仲間意識」「マルクス主義」といった寮運動を支えた価値観は、一九六九年(昭和四四年)一月の寮生による学生部封鎖を頂点にして強まり、その後、徐々に消失していった。寮運動の第一ラウンドは、寮生の「攻め」の局面だった。

＜寮の「アパート化」＞

寮内の「アパート化」が問題とされた。アパート化とは、寮自治への関わりを避ける寮生を表現したもので、周囲との関係を気にしなくても生活できる「アパート生活」を揶揄した言葉である。一九四五年(昭和二十年)十一月の総務日誌には「寄宿舎のアパート化についての慨嘆」という文がある。

もちろん、いつの時代にも一人の青年において「みんなで一緒に」の時期と、「一人で静かにしたい」という時期が交互にあることは普通のことだ。その時々に折り合いを付ける智恵や工夫の涵養も、集団生活を経験することの効用の一つである。よって静かに一人部屋で暮らしたいこと自体は否定されるものでない。

しかし、一九八〇年代に指摘される「アパート化」では、そういった周囲との折り合いを付けることなく、わがままにハレの行事に不参加を決め込み、加えて日常(ケ)の寮維持の活動にさえ無関心になった寮生を指すようになった。

共通基盤の喪失を迎えて

▲1972年(昭和47年)3月、ストームを糾弾する立て看板

＜価値観の変化＞

「アパート化」と並行して、寮運動を支えていた価値観が一九七〇年代にはいると大きく変化した。

まずは、「貧困意識」の希薄化。京大入学者全体が豊かになった。さらに、一九七〇年代中葉に日本共産党と民青が「寮は暴力支配されている」というキャンペーンを行い、入寮希望者が激減し、定員割れが発生した。経済的事情抜きに入寮が可能になり、寮生は必ずしも所得者層の出身だけでなくなった。豊かになったことと定員割れは、増寮運動という長年の課題の切実さを薄くした。

次に「仲間意識」の希薄化。寮を離れて魅力的な娯楽や集まりも多くなった。さらに、後に述べるよう、一九七二年(昭和四七年)の看護学校瑞穂寮へのストーム襲撃事件で、寮祭やストームが否定されるようになると「若衆宿」的な共同体意識は薄れていった。

さらに「マルクス主義」への共感の低下。一九七四年(昭和四九年)まで寮内に民青系が在寮して反民青系と対立している時は、「マルクス主義」は両者の依拠する思想であり、両者の対立は革命への道筋手段の争いにすぎず、マルクス主義そのものが問われることは無かった。政治的無関心層の存在は、両者の対立に隠れ、寮自治に大きな影響をもたらさなかった。ところが民青系が退寮すると、「反民青系(執行部)と無関心層」という構図に変わり、「マルクス主義そのもの」に「なぜ」が問われるようになった。こうしてマルクス主義の価値観は後退していった。

実際、一九七六年(昭和五一年)ごろから、寮生大会の活動方針案が変化し始めた。一九六〇年代半ばから長いあいだ世界革命に向けての情勢分析・比較・行動提起が書かれていたのが、徐々に無くなり、より寮にとって実務的な課題に活動方針の内容が変わっていった。

もちろん、こういった変化は、学生一般では先行していたのであって、吉田寮に特有な現象ではなかった。

＜ストーム事件と寮祭の中止＞

一九七〇年代に入っても、吉田寮にはストームの風習は続いていた。ストームとは、吉田寮内や京大女子寮、奈良女子大寮へ集団で押し掛け、大声を出しながら廊下を闊歩することである。物を壊し、居室に乱入することもあった。ストームは、ストームを受ける側、とくに女性にひどい恐怖感があった。例えば、一九六四年(昭和三九年)の合誌「去来一二号」で、ある女子寮生が「ストームは寮間の交流の場になり得ない。暴れ回るのやめてほしいと訴えていた。しかし、ストームはアパート化に抗する仲間意識の醸成の手段として、半ば正当化されていた。

一九七二年(昭和四七年)三月八日、卒業生の追い出しコンパの後、酒の勢いで当時薬学部の裏にあった看護学校瑞穂寮に、寮生数十人がストームを行なった。その時、差別発言があったとして「ストーム糾弾」の声が瑞穂寮で挙がった。糾弾をきっかけに、寮生活におけるエリート学生意識や女性蔑視の考え方が問題視された。

▲現在の吉田寮祭の様子。名物、鴨川レース

そして、その問題の解決が不十分という理由から、吉田寮は一九七二年から寮祭を中止した。寮祭における高揚感は、ストームの高揚感と根っこが同じであり、寮祭を様々な「解放運動」の中で再定義しない限り開催しないことになった。

一九八〇年(昭和五五年)四月、九年ぶりに吉田寮祭が復活した。「祭り」の再定義はされなかったが、希薄になった「仲間意識」の恢復を求めて、寮生の素朴な欲求という名目で開催が決まったのである。

＜自主管理の運動として＞

一九七八年(昭和五三年)に始まる「寮運動」の第二ラウンドは、争点そのものは一九六〇年代の再現である。しかし、一九八〇年代にそういった争点を生み出し、かつ寮運動に活力を与えていた価値観は一九八〇年代にはもはや無かった。寮運動は「後退戦」の局面に入っていた。吉田寮は、寮運動を支える論理に苦慮した。

対して、熊野寮はより「マルクス主義」に傾斜し、政治闘争(成田空港反対、国鉄民営化反対)等に寮自治会として参加することで、状況を乗り越えようとした。つまり課題を積極的に設定して、寮自治を活性化しようとしたのである。

一方、吉田寮は大学の管理強化に反対し、寮の自主管理をめざすことを根底においた。自主管理といっても、建物の管理責任は大学に属するので、その運営の自己決定権を行使することに主眼が置かれた。つまり、欧米で言う「エンパワーメント」の概念である。エンパワーメントとは、社会的に差別・搾取を受けたり、組織の中で自らコントロールして行く力を奪われた人々が、そのコントロール(権利や権限)を取り戻して行く運動の考え方である。公民権運動やフェミニズム、反アパルトヘイトの運動で浸透していた。一九八〇年代の吉田寮の「在寮期限(廃寮)反対」の寮運動は「自主管理」と「エンパワーメント」にフィットし、その文脈で多くの学生の共感を得た。そうした力が、一九八九年(平成元年)の「在寮期限の執行終了」を実現させた。

＜アフター「在寮期限」＞

しかし、「在寮期限」は、いわば大学当局によって外圧として設定された課題だった。その課題が解決された後、吉田寮は寮運動の課題を消失した。そして、エンパワーメントの発想は、入寮対象者の拡大に向かうのだった。つまり、「留学生」「女性」「家族」といった男子学生に比べて権利・権限を制限された者に、吉田寮の厚生施設としての利益を享受できるようにすることである。そのため定員以上の寮生数を収容できるよう、全室を相部屋とした。こういった寮生活の不便さを受け入れるプロセスは、寮生個人の心構えや内面性を問うことになった。これらは、大衆運動つまりハレの寮自治の課題にはなりにくいものだった。

既に貧困、仲間意識、マルクス主義という価値観はない。自主管理は、安定した状況では既得権維持と主体性の追求に極小化してしまう際どさがある。故に、一九九〇年代に入って、東大や山形大の寮運動の支援を行うことで自己検証を図ってきた。

今後、吉田寮の建て替えを「守り」でなく「攻め」で取り組むには、より新たな発想が期待されよう。

1964年(昭和39年)の吉田寮祭▼

●熊野寮の話

寄宿料不払い運動が非常に盛り上がりました。寄宿料が月百円から三百円に三倍も値上げされることと水光熱費の自己負担です。けれども、三倍に値上がりしたところで下宿に比べたらタダみたいなものです。表面的には応援してくれた他の運動組織からも、裏では理解されませんでした。

負担に応じなかったのは、金の問題というより、理念の問題です。当局に一つでも譲歩してしまうと、寮自治ができなくなるのではないかという恐怖感がありました。

●吉田寮と熊野寮の比較

吉田寮と熊野寮では雰囲気が違いましたね。吉田寮は年寄りが多かったのですが、熊野寮は若い寮生が多く元気がありました。中には、回生が上がって熊野寮から吉田寮へ移る人もいました。そういった人は、やはり個室を求めていたのでしょう。

熊野寮には二人部屋と四人部屋がありました。大規模だったのですでに寮のアパート化が始まっていて、その弊害をみんな感じていました。四百人もいればお互いの親密感はなくなります。それだけの人と親密になるのは無理ですね。一体感が出てこないというのが寮の課題でした。それでも、当時はまだ間もないから寮全体に盛り上がった雰囲気があり、集会や寮祭にもみんな参加していましたね。

熊野寮がアパート化した原因は構造上の問題の他に、大学との距離も大きかった気がします。吉田寮は学内ですけれど、熊野寮から大学まで歩くとそこそこ距離がある。そうすると私たちの頃だったら、授業に行かず寮内でたむろしていました。それは絶対、大学までの距離の違いだと思います。

あと、吉田寮の場合は寮生以外にも食堂を開放していたでしょう。ちょっと遊びにも来やすいし、寮外生に開かれた感じがしました。

●昔と今の寮を比べて

当時と比べての今の寮でいいところは、まず女性も入寮できるようになったことです。また、私たちの頃は留学生はほとんどいなかったけれども、今では留学生の人も入寮できるようになったでしょう。

京都市の国際交流の仕事をしているので留学生のことは関心があります。世の中に、留学生寮というのがあります。けれども、本当は留学生だけで寮に入るのはよくないことです。いろんな国からの留学生が交っているから、他の国のことはよく知ることができるけれど、日本人がそこにはいないのです。留学生は日本人と触れあえないですね。今の吉田寮みたいに、日本人がたくさんいる中で、留学生がたくさんいるというのは理想的だと思います。

●寮にいてよかったこと

「同じ釜の飯を食う」という言葉がありますが、寮生活はまさにそれでした。わたしは、卒業の一年前に熊野寮を退寮していたのですが、下宿生活も経験したのですが、下宿では人間関係が浅くなってしまいますね。寮では四六時中いっしょなので、少なくとも自分の周りとは仲良くなります。若い時期だけあって、互いに大きな影響を受けます。いろいろトラブルなどもあったけど、大集団ならではの経験は寮でしかできません。不払い闘争などで練った必死の作戦も忘れられません。寮での経験は社会に出てからも生きています。

清掃局の百人の職場でも気後れせずに済みました。それも、高校・大学と寮生活を送り、時には修羅場をくぐってきたからではないでしょうか。

現在では、そういう経験をしたことのある人が少ないですね。私のいる市役所でもテストの点数はよいものの、仕事のできない人が増えてきています。勉強以外のことが評価されないこともあるのですが、他人と何かをやる経験が不足しているように思います。一人で何かを行う能力も大事ですが、他の人と共同してすることで発揮できる能力も育てていってほしいと思います。

しばたしげのりさんは鹿児島県出身
1964年 京都大学法学部入学、西寮入寮
1965年 熊野寮に移る
1969年 卒業　京都市役所に就職

思い出を語る

柴田重徳さん

ここでしか学べなかったもの

レズビアン？
ゲイ？
バイ？
ヘテロ？
……？

毎週水曜日夜にA号館地下でミーティングをやってるよ！

オカマのこと、強姦のこと、ジェンダーのこと
おたくのこと、レズビアン・ゲイ・パレード、
自分に自信を持つこと、SM、などなど、考える
ことや表現するはいっぱい！

プロジェクトP

連絡先
レズビアン？ゲイ？バイ？ヘテロ？……？生と性はなんでもありよ！の会
プロジェクトP　京都市左京区北白川東久保田町58　ポンポコハウス気付
Tel/Fax　075-723-4421　E-mail　hibino@mbox.kyoto-inet.or.jp
http://web.kyoto-inet.or.jp/people/hibino/group/ProjectP/ProjectP.html

生と性はなんでもありよ！の会

ゲイの11月祭天国！報告集

浅田彰＋平野広朗
ゲイアクティビズムの可能性
——ヘテロ社会への提言

簡単な用語集
サークル紹介
なども掲載！

B5版
147頁

お問い合わせ
レズビアン？ゲイ？バイ？ヘテロ？……？生と性はなんでもありよ！の会
プロジェクトP　京都市左京区北白川東久保田町58　ポンポコハウス気付
Tel/Fax　075-723-4421　E-mail　hibino@mbox.kyoto-inet.or.jp
http://web.kyoto-inet.or.jp/people/hibino/group/ProjectP/ProjectP.html
ご購入は、郵便振替口座「01040-1-23095　プロジェクトP」まで「ゲイの11月祭天国報告集希望」と明記して890円（送料込み）を入金してください。

「公正中立」に脅かされる裁判官の市民的自由

九九年十二月十三日、法経四番教室でパネルディスカッション「市民参加と開かれた司法」が開かれた。これは京都大学法社会学教室（担当三教官・棚瀬孝雄法学研究科教授）の主催で行われたもの。

司法権は本来、国家の権力による個人の権利・自由への侵害から守るという、非常に重要な役割を果たすものだ。にもかかわらず、日本では立法権・行政権に比べて、司法権の存在感は薄い。

パネルディスカッションの前に上映された記録映画「日独裁判官物語」の中に、その理由の少なからぬ部分を見いだせる。冒頭のシーンで、日本の最高裁判所判事が黒塗りの高級車で門をくぐる。かたやドイツの連邦憲法裁判所判事はバイクで出勤。裁判が開かれる法廷においては、裁判官が座る法壇は当事者と同じ高さで、「こんにちは、どうぞ座ったままで」という裁判官の言葉で裁判が始まる。日本のように、裁判官が入廷する際に「起立、礼」の声がかかり、裁判官が高い位置から当事者を見下ろすといった権威的な感はない。要するに、ドイツでは日本よりも一般市民と裁判官との距離が近いのだ。

▶ドイツでは当事者と裁判官が同じ高さ

市民と裁判官との距離の違いは、裁判官の人事制度や生活ぶりからも比較できる。ドイツでは、裁判官は原則として最初の任地から異動することはない。住居についても制限はなく、地域とふれあいながら思い思いの暮らしを営んでいる。一方、日本では最高裁事務総局が人事権を有しており、裁判官は三年ごとに異動させられる。そして、裁判官の大半は隔離された裁判官官舎に住み、官舎と裁判所を車で往復する毎日が続く。地域市民と触れ合う機会は、制度的に大きく制限されていると言っていい。

こうした頻繁な異動や官舎生活などの意義は、司法への信頼を支える「公正中立」を守ることにあるとされている。地域市民との交流が深くなると「公正中立」が損なわれる恐れがある、というわけである。しかし、裁判官は自ら「公正中立」を保とうとするあまり、労働組合に加入することはおろか、市民集会に参加したり、挙げ句の果てには「日本野鳥の会」の集いにさえうかつに出られない、という状況になってしまっている。日本国憲法二十二条一項に「集会・結社・表現の自由」が保障されており、裁判官も決して例外ではないにもかかわらず、だ。パネリストの伊藤武見大阪高裁判事は、このような裁判官による「自己」規制を「間違っているといわざるをえない」と断言する。

ドイツでは、裁判官の半数以上が政党に所属しているという。伊藤判事はドイツと日本の裁判官の政治的活動を比較して、この違いは人事制度によるものだと考えている。日本の裁判官は最初から判事補として採用され、最高裁事務総局によって任地と昇級が決められている「職業裁判官制度」。結果として、裁判官は事実上最高裁の官僚的統制の下で行動しなければならなくなっている。こうしたことを踏まえて、伊藤判事は裁判官制度改革の方向として、まずは現行の職業裁判官制度を改革すべきだ、と主張している。

もう一人のパネリスト坂元和夫弁護士は、職業裁判官制度に代わって、弁護士などの実務を一定年数経験した者の中から裁判官を選出する法曹一元制度の導入を唱えている。法曹一元制度によるメリットとして、社会の実体験を豊富に積んだ人物が裁判官になることでより市民が納得できる司法判断がなされる点を、坂元氏は挙げている。他面、キャリア裁判官制度の改革には最高裁自身の内部改革が必要となるが、そうした動きは微弱であり望めない点、裁判官法四十二条（別掲）が法曹一元を否定しておらず、判事補制度を裁判所法から除外することで法曹一元が実現できる点なども法曹一元制度を推す根拠としている。

いずれにせよ、裁判官が萎縮することなく自分の思想・信条を表明し、一般市民と交流できる自由、すなわち裁判官の市民的自由を保障されるような制度を整備することが急務だろう。「日独裁判官物語」に出演したミュンヘン区裁判所のヘルビック裁判官は次のように述べている。「当事者の一人として市民とともに生活することが、公正な判決を出すために必要なんです」。（霧）

裁判所法第四十二条第一項　高等裁判所長官及び判事は、左の各号に掲げる職の一又は二以上に在ってその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。一・判事補、二・簡易裁判所判事、三・検察官、四・弁護士、五・裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所書記官研修所教官、六・別に法律で定める大学の法律学の教授または助教授

自家処理の意義と困難

飲みおわった缶コーヒー、実験の廃液からテストの答案まで、京大からは毎日たくさんのゴミが出されている。しかし、ゴミ箱の位置は知っていても、集められたゴミがその後どこへ行くのかは意外と知られていない。学問の成果が華々しく強調される中で、研究の過程で出ているはずのゴミには今までスポットが当たってこなかった。この連載では、知られざる「京大のゴミ」の行方を追ってみたい。（岡）

新連載　京大のゴミはどこへいく　第1回

連載第一回目は、京都大学環境保全センターを取りあげる。一九七二年四月に発足した環境保全センターは、本部キャンパスの北東、今出川通りに面した位置にあり、大学での環境保全や廃棄物処理に関する教育・研究を行うとともに、センター内の施設で実際に京都大学から出る有機・無機廃液の処理を行っている。今回はセンターの高月紘教授に話を聞くとともに、センター内にある有機廃液処理装置を取材した。

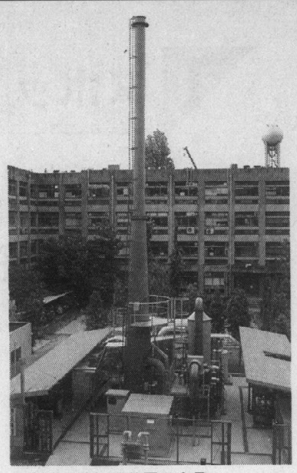
▲有機廃液処理装置の全景

問われる排出者責任

高月紘・環境保全センター教授にきく

—環境保全センターはどんなことをしているんですか。

環境保全センターができたのは一九七七年の四月です。その少し前に、京大の排水の溜めマスの中から大量の水銀が見つかったこと（毒だれ事件）がありまして、それをきっかけに、京都大学から発生する廃棄物の適正な処理により環境保全を図るために、環境保全センターは設立されました。現在は廃液の処理の他に、環境保全のための基礎教育や廃棄物処理に関する研究などを行っています。

—京大ではどのくらいゴミが出ているんですか。

京都大学全体では、一日に一般廃棄物が約十トン、産業廃棄物が約八十トン（推定）、あわせてだいたい九十トン位のゴミを出しています。毎年、年度末にゴミが多くなりますね。

—ゴミはどうやって処理しているんですか。

一般ゴミは、一年ほど前までは学内の小型焼却炉で焼却していたのですが、ダイオキシンの問題で文部省から通達があり、今は一般の業者に委託して処理しています。ダイオキシン濃度を測定してみたところ、国の基準は満たしていたのですが、京都大学の環境保全委員会による話し合いで、原則として焼却炉は使わないことになりました。一般ゴミは業者に委託すると一袋百五十から三百円かかります。大学全体では、一般ゴミの処理だけで一年に数百万円位かかっているでしょうね。

産業廃棄物の処理の仕方はゴミの種類によって様々です。学内で処理するものもあれば、専門業者に委託しているものもあります。例えば実験などで出る有機溶媒や一部の物質を除く無機廃液は、環境保全センター内で処理しています。ダイオキシンが発生するおそれがあるのでPCBは扱いません。また、病院には学内で唯一つ稼働中の焼却炉があり、病院で出るゴミの一部を燃やしています。一方、学内で処理できない乾電池や蛍光管は、全国に一つしかない処理施設がある北海道に送っていますし、有害な薬品も専門の業者に委託しています。処理の難しいアスベストなどは各部局で保管することにしています。他に、テストの答案や病院のカルテなどの処理は、製紙会社の釜の中に溶かして入れるなどの機密処理を行っています。

—リサイクルやゴミの分別はどのように行っているんですか。

ゴミの処理は基本的に各部局の責任で行っており、分別やリサイクルの仕方も部局によって異なっています。例えば紙のゴミは、部局によってコピー用紙、新聞、雑誌など五種類位に分類して回収しています。

ゴミの排出者が最終処理まで責任を持つ、排出者責任が言われるなかで、大学から出されるゴミの多くは業者に渡り、その後どうなっているのか必ずしも完全に把握されているわけではない。環境保全センターの有機廃液処理施設では廃液を焼却後、灰を固めてブロックにするところまで行っている。もちろん大学で全てのゴミを処理することは難しい。しかし、自分達で出したゴミがどうなるのか、最後まで見届ける必要はあるだろう。

—今後の課題を教えて下さい。

一昨年の十二月から全ての産業廃棄物にマニュフェスト（ゴミの排出から処分までの過程を示した伝票）の作成が義務づけられ、ゴミ排出者が最終処分まで責任を負うようになりました。その対応も各部局で始まっていますが、実際、各部局できちんと対応ができているか、確認する必要があると思います。

たかつきひろし氏は京都大学環境保全センター教授

環境保全センターの中庭で、さまざまなパイプが入り組んだ焼却炉が大きな音を立てている。小さな窓から炉の中を覗かせてもらうと、熱で真っ赤になっていた。

環境保全センターの有機廃液処理装置では、一日にだいたい六百リットルの有機廃液を処理し、九八年度は百三十五日稼働、約八万三千リットルを処理した。有機廃液は実験などに伴って出される廃棄物で、主に炭素・酸素・窒素・水素・硫黄からなり、重金属などは分離している。燃やすとダイオキシンを出すとして、最近問題になっているPCBは扱わず、各部局で管理することになっている。

有機廃液は噴霧状にして八百度で焼却分解する。廃液を燃やす前に燃料であらかじめ炉を熱しておくため、不完全燃焼が少なく、有害なガスが発生しにくいという。

案内をしてくれた環境保全センター技官の真島さんによると、一九七四年に有機廃液処理装置が稼働をはじめる前には、廃液の焼却は学外に委託していなそうだ。一九七五年に本格運転を始めた同装置は年々処理量を増やし、七五年度に約一万六千リットルだった廃液処理は、九八年度にはおよそ五倍に拡大した。現在では京大から出される有機廃液のほとんどを処理している。

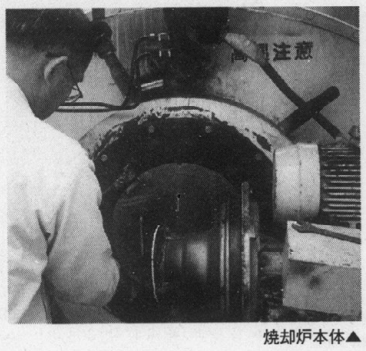
焼却炉本体▲

環境保全センターの有機廃液処理施設では、廃液を出した人が直接施設に持ってきて、自分で処理を行っている。各大学で、出される廃液の処理を外部に委託することが多くなってきているなか、このような方法は珍しい。自分で出した廃液は自分で処理する。ちょっと聞くと当たり前に聞こえる方法も、実行するのは難しい。廃液の処理なんて面倒くさがる人もいますね。こんなことは雑用だって。東大なんかでは廃液を研究室の外に置いておくだけで持っていってくれるそうですから」しかし、面倒なことを自分で引き受けることが京大の良いところだと真島さんは言う。「学生も実習で廃液処理にやってきます。自分で廃液を処理することは教育の一環なんです」

しかし、各自が廃液を処理することの方法には問題もある。処理のシステムをよく理解ずに使うことによるトラブルが多いという。重金属の分離をしていなかったり、塩素濃度の許容量（一五%）を理解していないことがあるそうだ。そのため、センターでは利用規則を定め、講習を受け試験に通った人がいなければ、施設を使用できないようにしている。

ゴミの排出者が最終処理まで責任を持つ、排出者責任が言われるなかで、大学から出されるゴミの多くは業者に渡り、その後どうなっているのか必ずしも完全に把握されているわけではない。環境保全センターの有機廃液処理施設では廃液を焼却後、灰を固めてブロックにするところまで行っている。もちろん大学で全てのゴミを処理することは難しい。しかし、自分達で出したゴミがどうなるのか、最後まで見届ける必要はあるだろう。

本紹介　「ガイドラインの手引き」キャンパス・セクシュアル・ハラスメント　ひだまり出版・800円

できたものをどう利用するか

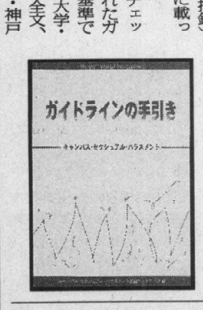

昨年（一九九九年）四月一日、改正男女雇用機会均等法が施行され、企業に対してセクシュアル・ハラスメントに対する防止配慮義務が課せられた。これに対応して、人事院が国家公務員を対象にした規程を制定し、文部省でもその職員を対象にした規程を作成した。そのため、国立大学はセクシュアル・ハラスメントを防止する義務を負うことになった。

こうした状況から、セクシュアル・ハラスメントを防止するためのガイドラインを作成する大学が増えてくると予想される。

本書は、有効なガイドラインを作るにはどうしたらよいのか、また、できてしまったガイドラインを実際の大学現場でどのように生かしていけばよいのかをキャンパス・セクシュアル・ハラスメント・全国ネットワーク（以下全国ネット）がまとめたものである。

まず、第一章（シンポジウム）では、一九九八年十一月二十九日に高松女性センターで行われた、全国ネット第四回全国集会の様子がまとめられている。「キャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメント・ガイドラインの功罪」というテーマで、人事院規則の制定に関わった弁護士の山田秀雄さん、全国ネット事務局で京都産業大学教授の渡辺和子さん、東京経済大学教員の山田晴通さんが報告している。

続く第二章「文部省規程・要望・手引き」には、全国ネットが規程制定前に文部省へ提出した要望書と実際に出された文部省規程（「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」と指針）の全文が全国ネットの解説とともに載っている。

最後に、第三章「ガイドラインのチェック項目と解説」で、各大学で作成されたガイドラインを全国ネットが独自の基準で評価している。高い評価を得た大分大学・東邦学園短期大学のガイドラインの全文、ならびに高知大学・大阪大学文学部・神戸女学院大学のリーフレット写真が、第四章「おすすめガイドライン・リーフレット」で紹介されている。チェック項目は大きく分けて、目的と定義、相談、紛争処理・救済、予防、全体に関わることの五つからなり、百点満点で点数が付けられる。大分大学のガイドラインには、相談経路が複数あることや紛争処理の各段階に責任と期限が明示されていることなど、他の大学にないものが多く含まれている。

全国ネットは文部省規程を次のように批判している。一・学生を対象としていない、二・人権侵害ということを明確に示していない、三・個別大学の責任の所在について明記されていない、四・相手方へ、なんらかの措置を求める「苦情」と被害者個人悩みに応じるだけの「相談」が「苦情相談」としてひとくくりにされている、五・苦情相談以降の手続きが何ら明記されていない。そこで各大学には、文部省規程を積極的に活用しながらも、より実効性のあるガイドラインをつくることが求められる。

ガイドラインはつくっただけでは機能せず、その存在が大学の全構成員に知られていなければ意味がない。これから作成する大学の方だけでなく、すでにガイドラインができあがっている大学の方が読んでも十分参考になる内容に仕上がっている。（大）

キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークホームページ：http://www.jca.ax.apc.org/sho/

通商産業省認定の国家試験
情報処理技術者試験

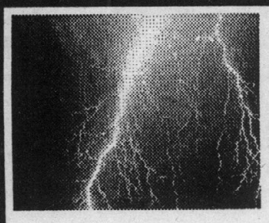

情報化社会に求められる人材！

試験区分	概要
初級システムアドミニストレータ試験	部課内の情報化を推進する人材
第二種情報処理技術者試験	プログラム作成などを行う人材
第一種情報処理技術者試験	システム設計などを行う人材
データベーススペシャリスト試験	データベースシステムのスペシャリスト
マイコン応用システムエンジニア試験	マイコン応用システムのスペシャリスト

試験日　平成11年4月16日（日）
案内書・願書の配布・受付　平成11年1月5日（水）～ 2月4日（金）
受験手数料　5,100円
【問合せ先】〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町2－6 天満橋八千代ビル別館6階
情報処理技術者試験センター 近畿支部　TEL 06-6946-6301
ホームページ http://www.jitec.jipdec.or.jp/　〔FAX情報BOX〕FAX 03-5512-9240

関東は八王子に　ケッタイな会社あり
株式会社　詩林堂
デジタル・コンテンツ制作／ソフト開発・ローカライズ請負
（UBA［オープンシステム推進機構］会員企業）
さらに、出版業界にも進出を目指す！
詳しくは→http://www.siri.co.jpにアクセスを
インターネットのケッタイな“書評本屋”『厳選館』Coming Soon!
http://www.siri.co.jp/GENSENKAN

—京大新聞の定期購読を—
学内唯一のマスメディア　京都大学新聞社